

表1 学校独自の取り組みとして評価できる事例

区分	評価できる活動を行っていた点
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校薬剤師の訪問時の助言、指示事項が書面に残され、全校に展開されている。情報の共有、指示事項の徹底ができる仕組みができています。</li> <li>・学校と学校薬剤師との連携は、出校以外に FAX、メールなどの通信手段を使って、指導・助言を受ける補完的なやりとりを実施している。</li> <li>・環境衛生活動の理解のため、教職員向け及び生徒委員会向けに学校薬剤師が研修、説明会を実施している。</li> <li>・地域では養護教諭部会に担当の学校薬剤師が招かれ、学校環境衛生活動の結果を発表する場が設けられており、環境衛生活動の意識の向上に繋がっている。</li> <li>・地域のボランティアとの協力体制がしっかりできており、特に学校の校舎内外の清掃、木の剪定など手入れが行き届いている。</li> <li>・生徒主体にいろいろ試してみて、よかったことを学校全体で実践をしている。</li> </ul>
薬物乱用防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校近くに CBD ドリンクの自販機が設置されたため、すぐ生徒に対して研修をしている。</li> </ul>
教室等の環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童と学校薬剤師による換気の実験が興味深い。段ボール箱に息を吹き込み、中に置いた CO<sub>2</sub> モニターの値を読みとる。両側に窓を作り、開けたり閉めたりして条件を変えて測定し、結果をグラフや表にまとめ、掲示している。</li> <li>・教室の扇風機を、一台は後ろの天井、一台は前の天井に向け固定し、空気を循環させ、児童に直接風が当たらないように工夫している。</li> <li>・令和3年度に教室内の空気がどのように流れているかについて検証している。そしてその結果を踏まえ、令和4年度には最も効率的な気流の流れを作る換気方法を検証している。更に、それぞれの教室で空気が異なるため、生徒が主体的に自分の教室の換気の検証を行ったことで、生徒の環境衛生への意識付けに繋がっている。</li> <li>・校舎1階の廊下の空気が停滞しているため、玄関からの空気の流れを複数の大型扇風機を使って人工的に空気の流れをつくり、2階の窓に送り排出するといった試みをしている。</li> <li>・外壁の工事後に揮発性有機化合物の検査を実施している。結果は、基準以下で工事の影響がないことを確認している。</li> <li>・学校薬剤師による各定期検査記録は、わかりやすく、過不足のない書類になっている。照度の検査では基準に満たない値を○で囲み、暗い箇所が一目でわかるようにしている。</li> <li>・臨時検査で、視力測定時に必要な照度を確認してから実施している。</li> <li>・飛行機の騒音が比較的多い地域であるため、それを含めた評価を行っている。</li> </ul>
学校の清潔	<ul style="list-style-type: none"> <li>・衛生害虫の検査、防除を専門業者に委託している。その報告を受けて学校薬剤師がコメント助言している。</li> <li>・ネズミの糞を見つけたので定期的に確認し、ネズミ捕りを設置して、捕獲している。</li> </ul>

プールの衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プール日誌の記入例を作成し、当番の先生が必須事項を確認し合えるよう工夫している。</li> </ul>
飲料水の水質及び施設・設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童による毎日の飲料水検査の遊離残留塩素濃度が廊下へ掲示され、結果「飲めず」といった表示はわかりやすくてよい。</li> <li>・水道のフィルターの洗浄が定期的におこなわれている。</li> <li>・児童による飲料水の水質検査用紙は一日 A4 一枚であり、記録しやすくなっている。</li> <li>・飲料水の児童の日常点検で遊離残留塩素が0.1mg/L 検出されていないときは、必ず養護教諭が確認している。</li> </ul>
給排水系統図	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給排水系統図は3次元で作成し、わかりやすいものであった。写真を添付しているので止水栓の位置などわかりやすい。</li> <li>・立面の給排水系統図を作成し、非常に見やすく理解しやすい。</li> <li>・給排水系統図には、給水・下水・排水と分けてそれぞれの経路の説明が簡潔に書き込まれており、経路が非常にわかりやすい。</li> </ul>

表2 学校訪問等を通じて認知した事例

区分	指導・助言を行った点
全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校薬剤師の執務記録が WEB 調査と異なっている。WEB 調査時には、記録類を確認の上、回答されたい。</li> <li>・学校保健計画において、定期検査の予定がすべて網羅されていない。適切な時期に必要な検査を実施する計画としておく必要がある。</li> <li>・前年度に学校保健計画への学校薬剤師の参加が必要である。執務記録等で学校薬剤師の計画時の参加を記録として残されたい。</li> <li>・執務記録では、学校薬剤師が5月に学校保健計画を確認している。前年度中の確認が望ましい。</li> <li>・メールや電話の対応も執務記録に残すことが望ましい。</li> <li>・定期検査を実施はしているが、記録に残してはいないものがある。最新の検査様式を入手して、定期検査の意義と必要記入事項の意味するところを理解し、環境衛生検査を実施し記録すること。</li> <li>・定期検査の記録に記入漏れある。(記入漏れが多い事項は以下の通り：定期・臨時の区分に○をつけること、実施者は薬剤師ではなく学校薬剤師と記入すること、指導、助言欄は検査の結果について必ず記載すること、換気及び保温等の検査では窓開けの状況や測定地点、エアコンの場所等記入する、採光及び照明の検査ではカーテンの開閉状況、まぶしさの有無を記入すること。)</li> <li>・定期検査を養護教諭が行っている場合に、学校薬剤師は指導助言の欄に必ずコメントを記入すること。</li> <li>・学校薬剤師の助言で、藤棚の蔓が伸びると近くの建物の雨樋を詰まらせる可能性があるため剪定を行ったことについて、環境衛生活動の臨時検査として記録を残すと良い。</li> </ul>

<p>教室等の環境</p>	<p>&lt;定期検査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・換気及び保温の記録様式が古く、温度が旧基準のまま使用している。最新版の様式を使用すること。</li> <li>・FF 式のストーブを使用しているが、CO、NO<sub>2</sub> の検査を行っていない。燃焼式ストーブの使用に該当するため検査を実施すること。</li> <li>・外気の CO<sub>2</sub> 濃度が 100ppm（検知管測定）になっている。検知器の不具合などが考えられるため確認が必要である。</li> <li>・換気及び保温等の検査において、CO<sub>2</sub> 濃度の測定が 1 時限に 1 回のみである。授業が終了する時に測定しているものは良いが、授業開始時に測定している場合がある。換気の評価は、授業終了前の結果で評価すること。</li> <li>・外装工事のシックハウス検査については、対応する検査方法は確認していたが実施には至っていなかった。指示された検査の実施が必要である。</li> <li>・掲示板としての黒板でまぶしさの検査をしていたが、検査の必要はない。</li> <li>・コンピューター室を利用していないため、PC 使用時のモニター垂直面照度は実施していないとしていたが、タブレットを使用している教室でのタブレットの垂直面照度測定は必要である。実施されたい。</li> <li>・照度をタブレット使用時に測定をしていると説明を受けたが、記録にはその旨の記載をされたい。</li> <li>・保健室の床がカーペット敷なので、ダニの検査の実施を考えると良い。</li> </ul>
<p>飲料水の水質及び施設・設備</p>	<p>&lt;定期検査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の施設設備検査（プールの施設設備検査も同様）で、管理者の名前が未記入である。管理者である校長の名前を記入すること。</li> <li>・施設設備検査で水道の区分を誤って記載している。受水槽の有効容量 10m<sup>3</sup> を超える場合は、「小規模貯水槽水道」ではなく「簡易専用水道」に該当し、厚生労働省登録の検査機関で施設検査を受けているので確認されたい。</li> <li>・「簡易専用水道」を「専用水道」と誤って記載している。水道施設区分を正しい理解し記録されたい。</li> </ul> <p>&lt;日常点検&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水日常点検での施設・設備点検の項目がない。点検項目に追加すること。</li> <li>・遊離残留塩素測定用の DPD のセルが黒ずんでおり、洗浄または交換が必要である。</li> <li>・日常点検には、外観、臭気等の確認のため透明なコップを準備する必要がある。</li> </ul>
<p>学校の清潔</p>	<p>&lt;定期検査&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ダニ検出に対して薬剤で対処していた。薬剤に頼らず、まずは掃除機による吸引の効果をみることを推奨する。</li> <li>・黒板の検査で有彩色の記載がない。理解して記載すること。</li> </ul> <p>&lt;日常点検&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の清潔及びネズミ、衛生害虫の点検項目がない。項目を追加すること。</li> </ul>

水泳プールの管理	<p>&lt;日常点検&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遊離残留塩素 0.4mg/L 以上であることを確認し、必要であればプールの使用前に薬剤補充を行っている为学校側の説明があった。それならば、何時にどれだけの量を投入して、遊離残留塩素の数値はどうなったかを記録に残す必要がある。</li> </ul>
保健室、理科室の薬品の管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>持ち出し用のバック内の絆創膏が一部使用期限切れとなっていた。使用期限の確認をされたい。</li> <li>保健室のフッ素洗口剤「ミラノール」の保管場所に「医薬用外劇物」の表示があったが、劇物でなく劇薬であるため、保管場所の劇物表示は不要である。</li> <li>理科室の「医薬用外劇物」表示の保管庫に普通薬品も収納されている。劇物と普通物とは混載して保管しないようにする。</li> <li>酸とアルカリが同じ棚で保管されている。分けて保管する必要がある。</li> <li>毒劇物の表示においても正しい表記がなされていない。正しく理解して、正しい表記をすること。</li> <li>薬品ラベルが汚れ、薬品の名称、%他が一部見えなくなっているものがある。ラベルを張り替える必要がある。</li> <li>理科薬品の管理簿には、定期的な薬品類の点検の結果を記載すること。</li> <li>冷蔵庫に内容物不明な薬品が入っていた。内容を確認してラベルする。確認できない場合は廃棄が望ましい。</li> <li>廃棄した薬品についても、使用記録簿に廃棄がわかるよう記録しておく必要がある。使用記録簿は廃棄で該当薬品の頁を閉じる。</li> <li>消火器、砂は、探さないと見つけられなかった。すぐに見つかる場所に設置することが望ましい。</li> </ul>
給食の衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>給食の検査の記録が受配校様式を使用していたが、実際は自校調理をしている。適切な記録様式を使用すること。</li> <li>検食の時間が、児童生徒の給食開始時間際になっていることがある。検食は、児童生徒の喫食の 30 分前に実施することが望ましい。</li> </ul>
給排水系統図	<ul style="list-style-type: none"> <li>給排水系統図が、工事図面のままではわかりにくい。経路を示して水の流れを明確にすること。</li> <li>プールが校舎と離れたところにあっても、給排水系統図に記載する必要がある。</li> <li>給排水系統図は確認できたが、自校の給排水の系統について学校側の理解が乏しい。自校の給排水系統をしっかりと理解されたい。</li> <li>給排水系統図の必要事項の記載がない。(直結水と受水槽経由水の区別がされていない。採水地点、水の流れの方向、止水栓、水道本管からの入口、排水系統、下水道や浄化槽の排水先を示すこと。作成年月日、作成者を記載しておくこと。)</li> </ul>

表3 実地審査での質問事項およびその回答

質問事項	回答
<p>・預かり薬の「受渡書」のやりとりについては、法的に必要なか。</p>	<p>日本学校保健会の「学校における薬品管理マニュアル」によると法的な制約はないが、学校とPTAの十分な理解の上のやり取りが必要である。</p> <p><a href="https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R040020/index_h5.html#1">https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_R040020/index_h5.html#1</a></p>